

## 函館市在日外国人高齢者福祉給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日本に在留する外国人に対して、在日外国人高齢者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、在日外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (支給要件)

第2条 この要綱により給付金の支給を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者で次に掲げる要件をすべて備えたものとする。

- (1) 大正15年（西暦1926年）4月1日以前に生まれた者であること。
- (2) 昭和57年（西暦1982年）1月1日前から平成24年7月8日までの間引き続き外国人登録（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録をいい、昭和57年1月1日以後に帰化した者にあつては、帰化した日以後は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録をいう。）をされ、かつ、引き続き平成24年7月9日から住民基本台帳に記録がされていること。
- (3) 公的年金（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付または国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の9に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。）で老齢を支給事由とするものを受給していないこと。

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、月額12,000円とする。

### (支給の申請)

第4条 第2条に規定する支給要件に該当する者は、給付金の支給を受

けようとするときは、別記第1号様式の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる者に係る所得証明書。
- (2) 在留カードまたは特別永住者証明書の写し。
- (3) その他市長が必要と認める書類。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、給付金の支給の可否を決定し、当該申請をした者に別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(支給期間等)

第6条 給付金は、前条の規定による支給の決定を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）に対し、第4条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から受給資格を喪失した日の属する月まで支給する。

2 給付金は、毎年3月、7月および11月の3期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、前支払月に支払うべきであった給付金または受給資格を喪失した場合におけるその期の給付金は、その支払期日でない月であっても、支払うものとする。

(支給の停止等)

第7条 給付金は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該期間中、その支給を停止する。

- (1) 公的年金で老齢を支給事由とするもの以外のものを受給しているとき。ただし、その額が第3条の給付金の額に満たないときは、その差額を支給する。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (3) 正当な理由がなく、第11条の規定による届出または必要な書類

の提出を怠ったとき。

2 給付金は、次に掲げる者の前年の所得（1月から7月までの月分の給付金については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者ならびに扶養親族の有無および数に応じて、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34政令第184号）第6条の4の規定（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えられたものをいう。）により、老齢福祉年金の全額が支給停止となる額を超えるときは、その支給を停止する。

(1) 受給者

(2) 受給者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(3) 受給者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該受給者の生計を維持するもの（以下、「扶養義務者」という。）

3 前項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額および山林所得金額、同法附則第33条の3第4項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第33条の4第4項において準用する同条第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額および同法附則第35条第6項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

第8条 市長は、前条に規定する給付金の支給を停止する事由が生じた

と認めるときは、別記第3号様式の通知書により受給者に通知するものとする。

- 2 市長は、支給を停止した給付金につき、支給を停止する事由が消滅したと認めるときは、別記第4号様式の通知書により受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失等)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該至った日に受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する支給要件を欠いたとき。

- 2 受給者またはその扶養親族は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに別記第5号様式の喪失届を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、受給者が給付金の受給資格を喪失したときは、別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

(未支給給付金の支給)

第10条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、未支給のもの（以下「未支給給付金」という。）があるときは、次に掲げる遺族で、その者の死亡時にその者と生計を一にしていたものに、未支給給付金を支給するものとする。

(1) 配偶者

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

- 2 未支給給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。

- 3 未支給給付金の支給を受けようとする者は、別記第7号様式の請求書を市長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、未支給給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、代表者を選任し、別記第8号様式の選任届を市長に提出しなければならない。ただし、代表者を選任することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(現況の届出)

第11条 受給者は、その年の7月1日現在の状況について、別記第9号様式の現況届に、次に掲げる書類を添えて、毎年7月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる者に係る所得証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

(住所変更等の届出)

第12条 受給者は、その住所、氏名または給付金の支払を受ける金融機関を変更したときは、別記第10号様式の変更届を市長に提出しなければならない。

(併給の禁止)

第13条 給付金は、函館市在日外国人障害者福祉給付金支給要綱に規定する在日外国人障害者福祉給付金を受けている者には支給しない。

(譲渡等の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、または担保に供することができない。

(給付金の返還)

第15条 市長は、偽りその他の不正な行為により給付金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定により給付金の支給を受けようとする者が、平成7年9月30日までに市長に申請し、支給の決定を受けたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、同年4月分（この要綱の施行の日以後に受給資格を取得した者にあつては、その受給資格を取得した日の属する月の翌月分）の給付金から支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

函館市長様

受給資格者 申請者	住所	函館市 町 丁目 番 号 (電話 - )				
	ふりがな			ふりがな		
	氏名	印		通称名	印	
	生年月日	明・大 年(西暦 年) 月 日			性別	男・女
	国籍			日本国籍の場合 帰化した日	年 月 日	
	廃止前の外国人登録法に基づく外国人登録年月日			年 月 日		
	公的年金受給の有無		有(名称 月額 円)・無			
家族・同居の親族	氏名	生年月日	続柄	同・別居の別	住所	職業または勤務先
		・		同・別		
		・		同・別		
		・		同・別		
		・		同・別		
前所得年の状況	区分	給与所得	その他の所得	合計	扶養親族等の数	備考
	受給者				人( )	
	配偶者				人( )	
	扶養義務者				人( )	
振込先	1 変更なし 2 変更あり(下の欄に、変更後の振込先を記入してください)					
	口座の名義	(受給資格者)			口座種別	普通・当座
	金融機関名	銀行 支店		口座番号		
生活保護受給の有無	有( 年 月から開始 )・無					
入所措置の有無	有( )・無					
添付書類	1 所得証明書(ア受給者 イ配偶者 ウ扶養義務者) 2 在留カードまたは特別永住者証明書の写し 3 年金証書等の写し 4 その他( )					
備考						
※審査	決定年月日	支給開始年月	支給月額	却下年月日	却下の理由	
			円			
閲覧の意	所得状況の調査が必要な場合においては関係公簿を閲覧することに同意します。 氏名 印					

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

在日外国人高齢者福祉給付金支給・却下通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

支給の可否	支給します ・ 支給できません	
支給開始年月	平成 年 月	
支給月額	円	
振込先	口座名義	
	金融機関名	銀行 支店
	口座の種類	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
支給できない理由		
備考		



在日外国人高齢者福祉給付金支給停止通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

支給停止期間	年 月分から
支給停止月額	円
支給停止の理由	
備 考	

(注) 支給停止の理由がなくなったときは、速やかに届け出てください。

在日外国人高齢者福祉給付金支給停止解除通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

支給開始年月	年 月分
支給月額	円
支給停止解除 の理由	
備考	

在日外国人高齢者福祉給付金受給資格喪失届

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所

氏 名

印

受給者との続柄（ ）

電 話

受 給 者	ふりがな	ふりがな
	氏 名	通 称 名
喪 失 事 由  (該当するものを○で囲んでください。)	1 死亡した。 2 市外へ転出した。 3 公的年金を受給した。 4 その他（ ）	
喪失年月日	年 月 日	
備 考		

(注) 喪失事由が1の場合を除き、受給者本人が提出してください。

在日外国人高齢者福祉給付金受給資格喪失通知書

年 月 日

様

函 館 市 長

喪失年月日	平成 年 月 日
支給月額	円
喪失事由	(
備考	

在日外国人高齢者福祉給付金未支給分請求書

年 月 日

函 館 市 長 様

受 給 者	住 所	函館市 町 丁目 番 号			
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		通称名		
	死亡年月日	年 月 日			
請 求 者	住 所	函館市	町 丁目	番 号	電 話
	ふりがな		ふりがな		
	氏 名		印	通称名	印
	生年月日	明・大・昭	年 (西暦	年)	月 日
	受給者との続柄				
請求額の内容		支給期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで	請求金額	円
振 込 先	口座名義	(請求者)			
	金融機関名	銀行		支店	
	口座の種類	普通預金 ・ 当座預金			
	口座番号				
備 考					

※審査	支給決定年月日	支 給 の 内 容	請求却下年月日	却下の理由
		平成 年 月分から 平成 年 月分まで 円		

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

別記第8号様式（第10条関係）

在日外国人高齢者福祉給付金代表者選任届

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 函館市 町 丁目 番 号

氏 名 (通称名) 印

死亡した受給者との続柄

(連名)

代 表 者	住 所	函館市	町 丁目	番 号	電 話		
	ふりがな		ふりがな				
	氏 名		印	通 称 名		印	
	生年月日	明・大・昭	年 (西暦	年)	月 日	性別	男・女
	死亡した受給者との続柄						
死 亡 し た 受 給 者	住 所	函館市	町 丁目	番 号			
	ふりがな		ふりがな				
	氏 名		通 称 名				
	死亡年月日	平成	年	月	日		
備 考							

函館市長様

受給者	住所	函館市 町 丁目 番 号 (電話 - )				
	ふりがな			ふりがな		
	氏名	印		通称名	印	
	生年月日	明・大 年 (西暦 年) 月 日			性別	男・女
	公的年金受給の有無		有 (名称 月額 円) ・ 無			
家族・同居の親族	氏名	生年月日	続柄	同・別居の別	住所	職業または勤務先
		・	・	同・別		
		・	・	同・別		
		・	・	同・別		
		・	・	同・別		
前所得年の状況	区分	給与所得	その他の所得	合計	扶養親族等の数	備考
	受給者				人 ( )	
	配偶者				人 ( )	
	扶養義務者				人 ( )	
振込先	1 変更なし 2 変更あり (下の欄に、変更後の振込先を記入してください)					
	変更後	口座の名義 (受給者)			口座種別	普通・当座
		金融機関名	銀行	支店	口座番号	
生活保護受給の有無		有 ( 年 月から開始 ) ・ 無				
入所措置の有無		有 ( ) ・ 無				
添付書類	1 所得証明書 (ア 受給者 イ 配偶者 ウ 扶養義務者) 2 在留カードまたは特別永住者証明書の写し 3 年金証書等の写し 4 その他 ( )					
備考						
※審査	継続支給	支給月額	支給停止	支給停止期間	停止の理由	
		円		から		

(注) 1 7月1日現在の状況について記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

在日外国人高齢者福祉給付金変更届

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所 函館市 町 丁目 番 号

受給者氏名 (通称名 ) 印

電 話 ー

住 所	変更前	函館市 町 丁目 番 号			
	変更後	函館市 町 丁目 番 号			
	変更年月日	平成 年 月 日			
氏 名	変更前	ふりがな		ふりがな	
		氏 名		通 称 名	
	変更後	ふりがな		ふりがな	
		氏 名		通 称 名	
	変更年月日	平成 年 月 日			
振 込 先	変更前	口座名義	(受給者)		
		金融機関名	銀行		支店
		口座の種類	普通預金 ・ 当座預金		
		口座番号			
	変更後	口座名義	(受給者)		
		金融機関名	銀行		支店
		口座の種類	普通預金 ・ 当座預金		
		口座番号			
変更年月日	平成 年 月 日				
備 考					